

質疑回答書

広川町新庁舎建設基本計画策定業務に関する公募型プロポーザルの質疑について、次のとおり回答します。（質問事項はNO1～NO5に分けています。）

なお、広川町新庁舎建設基本計画仕様書は、「仕様書」と省略して記載しています。

（質問事項は整理して記載しています。）

NO	質問事項	回答
1	同種業務の実績には、庁舎建設に係る基本構想策定に関する業務も含まれますか。	仕様書のⅡ 業務内容 1 新庁舎建設基本計画策定業務（1）から（10）までの一部が含まれれば同種業務の実績に含みます。 なお、照査技術者・担当技術者についても同様とします。
2	執務環境等調査業務の概要を教えてください。	現在の執務室・会議室・窓口等（以下「執務室等」という。）の実態調査等を行い、執務室等の適正規模（面積）を算出し、効率的で機能的な執務環境等を創出し、住民サービスの向上のための基礎資料を作成することを目的として実施する予定の業務です。 詳細については、本基本計画策定業務の参考とするかの有無も含め、現在検討中です。
3	下記の資料の閲覧はできますか。 ①現況図面 ②耐震診断結果 ③現在の職員数 ④広川町庁舎等建設検討委員会報告書（平成26年11月） ⑤住民アンケート結果（平成27年8月）	すべての資料の閲覧は可能です。 ①については、本庁舎及び西庁舎（旧中央公民館）以外の附属建物については、現況図面等がありません。 ②は、本庁舎と西庁舎（旧中央公民館）分となります。 ④⑤については、広川町公式ホームページに第1回庁舎建設委員会資料として公表（10月11日正午～）しております。 仕様書中、④の名称に誤りがありました。名称中「建設」の文字を削除し「広川町庁舎等検討委員会報告書」と修正させていただきます。

NO	質問事項	回答
4	既存資料は、どのような資料がありますか。	質問事項 NO3 の資料のほか、必要と思われる資料がありましたら、その都度、お問い合わせください。
5	閲覧時に資料を撮影することは可能でしょうか。	撮影は可能です。 様式「広川町新庁舎建設基本計画策定業務に係る閲覧資料の撮影申請書」に記載する許可の条件等をご理解の上、申請書を提出してください。